

曾於市
老人福祉計画及び
第9期介護保険事業計画
【概要版】



計画策定の背景

曾於市（以下「本市」という）では、これまで「医療」、「介護」、「住まい」、「健康づくり」、「生活支援・介護予防」、「生きがい・就労」を重点的取組みとした基本目標「住み慣れた地域で活躍できるまちづくり」、「健康で生きがいを持って暮らせるまちづくり」、「安心して介護・福祉サービスを受けられるまちづくり」を掲げ、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、基盤整備を進めてきました。

今後も、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくために、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、互いに支え合う「自助・共助・公助」の考え方に立った地域全体で支え合う仕組みづくりとなる「地域包括ケアシステム」を、深化・推進していくことが重要となります。

そのため、高齢者福祉サービスの整備（公助）を検討しつつ、多くの高齢者が健康で、仕事や地域の中の活動などで役割を担いつつ活躍できる取組み（自助・互助）の充実を図っていくことを目指し、「住み慣れた地域で高齢者がともに支え合い、健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念とした令和6年から令和8年までを計画期間とする『曾於市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画』を策定します。

計画の期間

団塊の世代が75歳に到達する令和7（2025）年度を見据え、地域包括ケアを構築していくための10年間の計画という位置づけを持ちつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づく、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画期間とします。

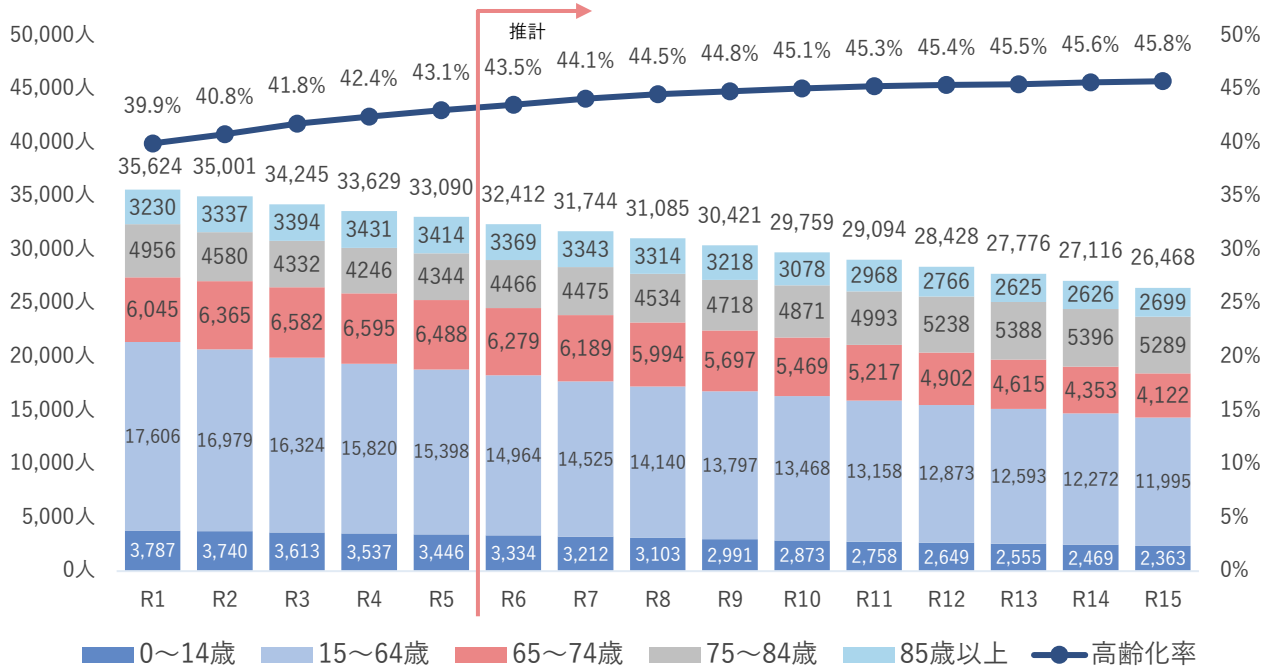
2025年（令和7年）までの見通し



曾於市の現状と推移予測

本市の高齢者人口は、令和3（2021）年の14,308人をピークに高齢者人口の増加はおさまり、今後は減少に転じるものと推計されています。

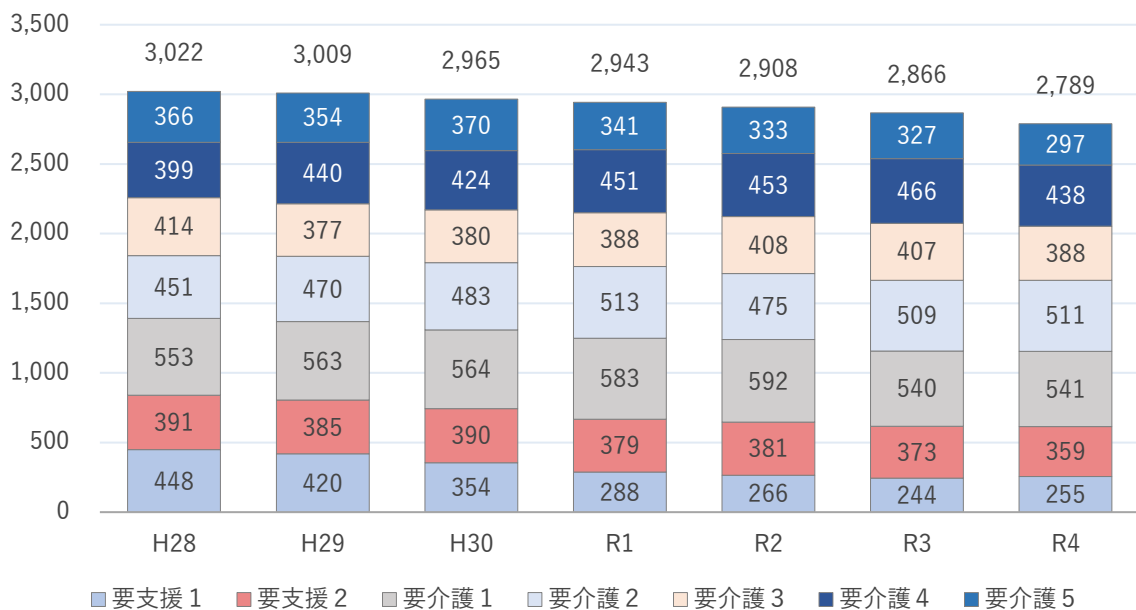
また、年齢区分ごとでみると、要介護のリスクが高まる75歳以上人口のうち75歳～84歳の人口は、令和5（2023）年の4,344人から計画最終年となる令和8（2026）年には190人増加する見込みです。



要介護認定者数の推移

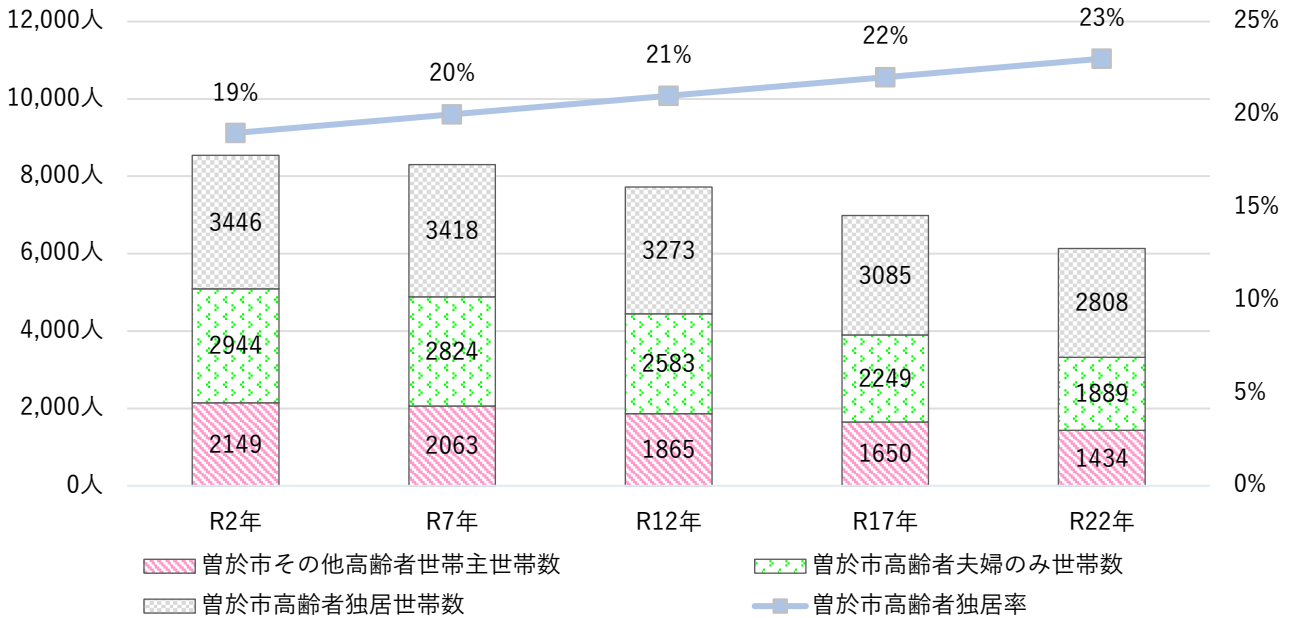
要支援・要介護認定者数は、平成28（2016）年に3,022人をピークにその後は減少し、令和4（2022）年には2,789人となっています。

介護度別にみると、要支援者が年々減少しています。その理由は、総合事業の開始に伴い、認定を受けずとも利用できるサービスが充実しているものと考えられます。



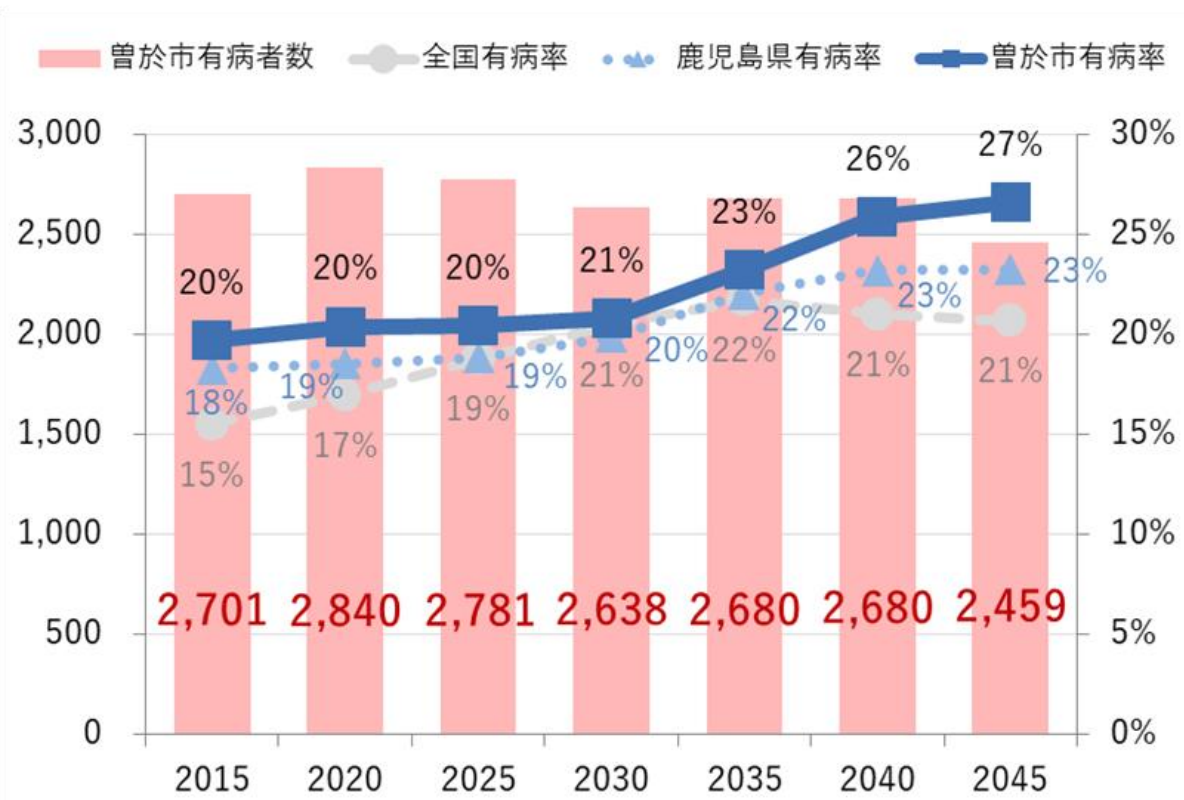
独居高齢者の推移

本市では、高齢者人口の減少に伴い、高齢者独居世帯数も減少していきませんが、高齢者独居率は高まっていくことが見込まれます。総人口が減少していく中、独居高齢者の見守り体制の確保に向けた継続的な取り組みが必要になります。



認知症高齢者の推移

本市の認知症高齢者数の将来推計については、2015年の2,701人（有病率20%）から2040年には2,680人（有病率26%）まで減少傾向が予測されていることから、地域・関係団体等と一体となった認知症との共生・予防の推進が求められています。



施策体系

基本理念

住み慣れた地域で 高齢者がともに支え合い 健やかに暮らせるまちづくり

【目指す姿】

高齢者が健康でいきいきと暮らしている

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしている

基本目標①

高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるまちづくり

基本目標②

高齢者が住み慣れた地域で安心して介護・福祉サービスを受けられるまちづくり

【主要施策】

【施策の柱 1】

高齢者が主体的に健康づくり・介護予防に取り組むまちづくり

- ①高齢者の社会参加・生きがいの促進
- ②高齢者の健康づくりの推進
- ③地域の特色を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ④地域を支える多様な担い手への支援
- ⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進

【施策の柱 2】

安全な生活環境と高齢者の尊厳を持って暮らせるまちづくり

- ①地域共生社会の実現に向けた地域づくり
- ②安心して暮らせる生活環境づくりの推進
- ③災害や感染症対策に対応した体制の整備

【施策の柱 3】

認知症施策の推進と医療・介護が連携した安心して暮らせるまちづくり

- ①認知症の予防と共生の推進
- ②在宅医療・介護連携の推進
- ③地域包括支援センターの機能強化と地域ケアマネジメントの推進
- ④高齢者等の虐待防止、権利擁護の推進

【施策の柱 4】

介護保険サービスが円滑に提供されるまちづくり

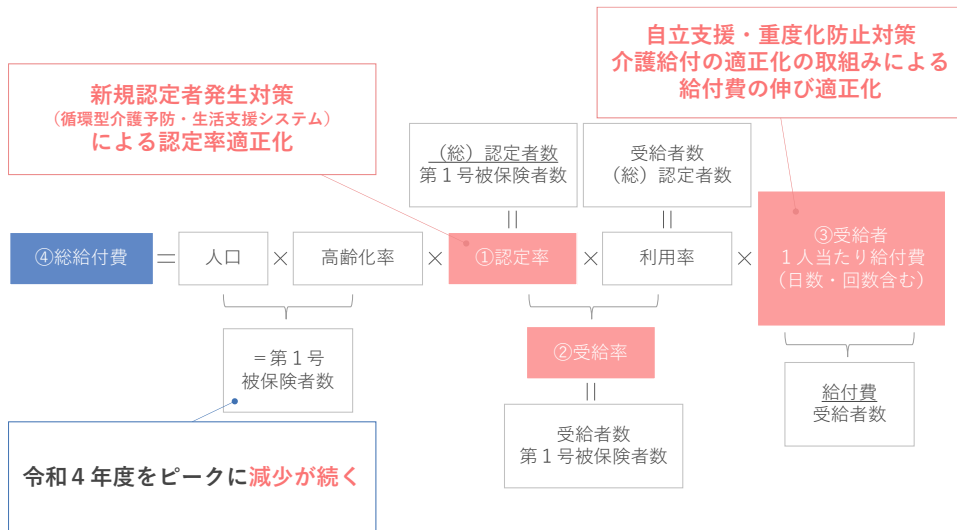
- ①介護給付の適正化に向けた取組みの推進
- ②曾於市地域包括ケアシステムを支える多様な介護人材の確保・定着、介護サービスの質の確保・向上に向けた取組みの推進

重点取組みと目標

(1) 第1号被保険者1人当たりの介護給付費の伸びの鈍化

本市では、令和4年度を境に第1号被保険者数が減少に転じる反面、介護需要の高い後期高齢者は横ばいが見込まれ、第1号被保険者1人当たりの総給付費が増加していくことが予測されます。

そのため、新たに要介護状態となることをできるだけ遅らせる新規認定者発生対策と受給者1人当たりの給付費の伸びを鈍化させるために、介護度重度化防止対策、介護給付の適正化の取組みの推進を図っていく必要があります。



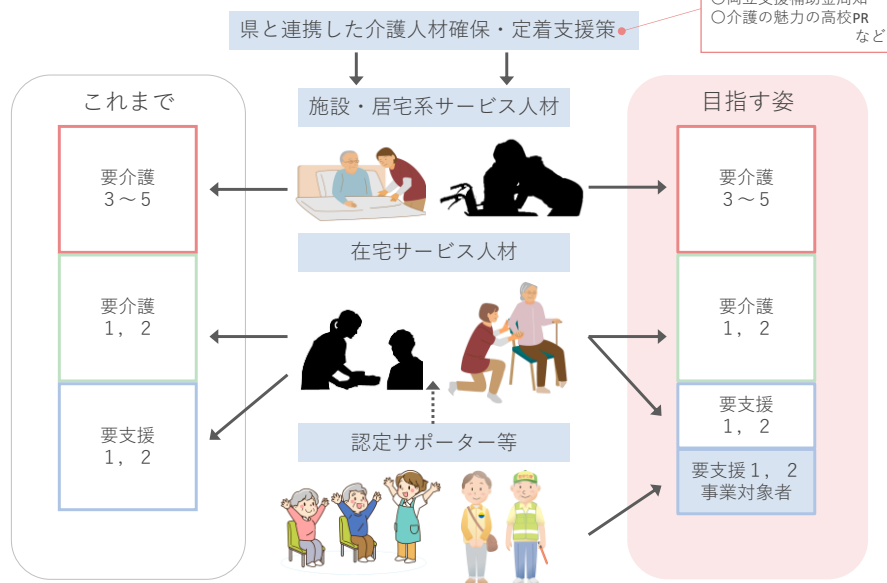
(2) 曾於市地域包括ケアシステムを支える多様な介護人材の確保

本市では、生産年齢人口の減少に伴い、介護需要に対する担い手不足が予測されます。

そのため、地域の元気高齢者が担い手となって、フレイル状態にある事業対象者や要支援高齢者を支える介護予防・生活支援サービスの充実を図ることで、「なじみの関係性の中で、必ずしも専門的な内容ではない部分を地域住民の皆さんが担い、市の介護人材が専門的な介護に専念できている」状態を目指すことに加え、県と連携した介護人材確保・定着を図ることで、本市の地域包括ケアシステムを支える多様な介護人材の確保・定着を目指します。

曾於市が目指す介護人材対策

目指す姿：なじみの関係性の中で、必ずしも専門的な内容ではない部分を地域住民の皆さんが担い、市の介護人材が専門的な介護に専念できている



(3) 保健事業と一体的に実施する介護予防、自立支援・重度化防止対策の充実

団塊の世代が75歳に入り、今後増加する75歳から84歳の介護予防対策を重点的に取り組む上で、令和4年度から開始した、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施と連動した介護予防・日常生活支援総合事業の提供体制の構築・拡充を図っていきます。

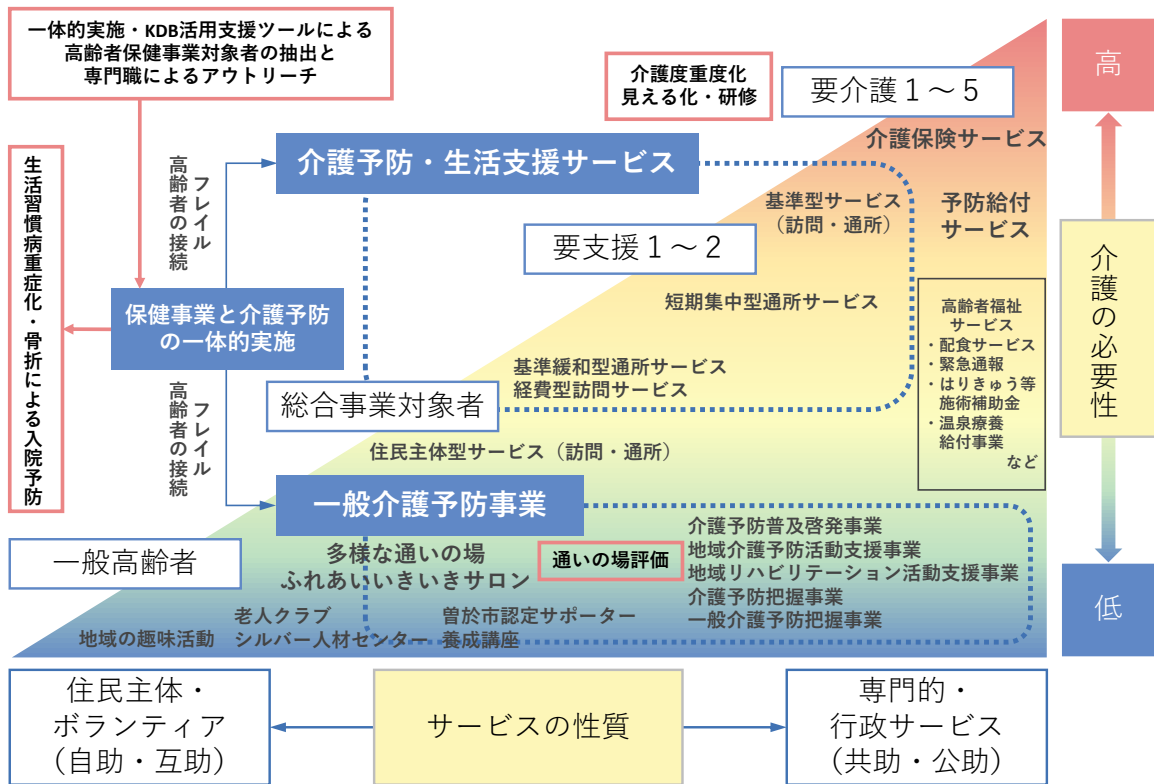
具体的には、国が提供する一体的実施・KDB活用支援ツールを活用して高齢者保健事業対象者を抽出して、専門職がアウトリーチを行うことによって、高齢者の生活習慣病重症化や骨折による入院から新たな介護が必要となることを予防します。

さらに、専門職のアウトリーチにより、新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化したフレイル状態にある高齢者を「見つける・つなげる・支える」体制を充実することで、高齢者が要介護状態となることをできる限り遅らせ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組みを構築します。

特に、フレイルを予防し、フレイル状態にある高齢者を地域で支えるために、地域の通いの場の拡充に取り組めます。通いの場参加者の生活機能等を定期的に評価し、効果を見える化する事で、住民主体の通いの場の継続運営に向けた動機づけを実施します。

また、要支援・要介護高齢者の介護度重度化の状況を見える化し、介護事業者への研修を実施することで、介護度重度化の予防を目指します。

曾於市介護予防、自立支援・重度化防止の全体像



第 1 号保険料額の設定

区分	該当条件	保険料乗率	保険料（年額）
第 1 段階	生活保護世帯者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	0.455 (0.3)	33,700 円 (22,300 円)
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下	0.6 (0.4)	44,400 円 (29,600 円)
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等 120 万円超	0.69 (0.685)	51,100 円 (50,800 円)
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	0.9	66,700 円
第 5 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円超	1.0	74,100 円
第 6 段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額 120 万円未満	1.2	88,900 円
第 7 段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満	1.3	96,300 円
第 8 段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満	1.5	111,100 円
第 9 段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額 320 万円以上 420 万円未満	1.7	126,000 円
第 10 段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額 420 万円以上 520 万円未満	1.9	140,800 円
第 11 段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額 520 万円以上 620 万円未満	2.1	155,600 円
第 12 段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額 620 万円以上 720 万円未満	2.3	170,400 円
第 13 段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額 720 万円以上	2.4	177,800 円

※（ ）は低所得者保険料軽減事業による軽減後の乗率及び保険料額



曾於市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画
令和6年度～令和8年度 【概要版】

発行 鹿児島県 曾於市

〒899-8692

鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地

電話 0986-76-1111 (代表)

発行日 令和6年3月